

産業廃棄物管理計画書

令和 8 年 6 月 30 日

福島県知事

内堀 雅雄 殿

提出者

住 所 福島県双葉郡広野町大字下北迫字新町50番地の1

氏 名 西本建設株式会社
代表取締役 西本 和寿

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0240-27-2171



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	西本建設株式会社
事業場の所在地	福島県双葉郡広野町大字下北迫字新町50番地の1
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
② 事業の規模	5.6 億 円 (2025年度完成工事高)
③ 従業員数	14人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリートがら → 中間処理委託 (破碎) → 再生利用業者 (再資源化) アスコンがら → 中間処理委託 (破碎) → 再生利用業者 (再資源化) がれき類 → 中間処理委託 (破碎) → 再生利用業者 (再資源化) 金属くず → 中間処理委託 (切断・圧縮・破碎) → 再生利用業者 (再資源化) 紙くず → 中間処理委託 (選別・破碎・圧縮固化) → 再生利用業者 (再資源化) 繊維くず → 中間処理委託 (焼却) → 再生利用業者 (再資源化) 木くず → 中間処理委託 (破碎) → 再生利用業者 (再資源化) 廃プラスチック → 中間処理委託 (選別・破碎・圧縮固化) → 再生利用業者 (再資源化) 汚泥 → 中間処理委託 (脱水・造粒固化) → 再生利用業者 (再資源化) 廃石膏ボード → 中間処理委託 (分離) → 再生利用業者 (再資源化) ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず → 中間処理委託 (選別・破碎) → 埋立処分 建設混合廃棄物 → 中間処理委託 (選別・破碎) → 埋立処分 水銀使用製品 → 中間処理委託 (破碎) → 埋立処分 石綿含有産業廃棄物 → 中間処理委託 (熔融・無害化処理) → 埋立処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物担当役員

(代表取締役) → 排出事業者の決定

産業廃棄物管理責任者

(土木部長) → 産廃処理計画作成 作業所の教育・指導

産業廃棄物管理責任者

(総務部) → マニフェストの管理・発行・集計

各種報告書の作成

各工事作業所

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2025 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	建設混合廃棄物	汚泥
	排 出 量	1525.55t	236.13t	2.24t	6.45t	43.33t	55.03t	6.3t	2.07t
	産業廃棄物の種類	紙くず	繊維くず	がれき類	石綿含有廃棄物	廃石膏ボード	水銀使用製品		
	排 出 量	0.14t	29.92t	46.33t	2.93t	1.43t	0.009t		
	(これまでに実施した取組) ・ 廃棄物の排出量の分別・再資源化の推進に努める。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	建設混合廃棄物	汚泥
	排 出 量	380t	60t	0.5t	1.5t	11t	15t	1.5t	0.5t
	産業廃棄物の種類	紙くず	繊維くず	がれき類	石綿含有廃棄物	廃石膏ボード	水銀使用製品		
	排 出 量	0.05t	7.5t	12t	2.5t	1t	0.007t		
	(今後実施する予定の取組) ・ 工事の受注状況により排出量が増減する為、今年度においては受注状況に応じ軽減に努める。 ・ 引き続き、廃棄物の分別・再資源化の推進に努める。								

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現場の条件に適合した分別方法、分別品目を定める。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 引き続き分別に努め、協力会社や作業員への教育・指導の実施。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類_	
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類_	
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類_	
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類_	
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2025 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	建設混合廃棄物	汚泥
	全処理委託量	1525.55t	236.13t	2.24t	6.45t	43.33t	55.03t	6.3t	2.07t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	1525.55t	236.13t	0t	6.45t	43.33t	55.03t	0t	2.07t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	産業廃棄物の種類	紙くず	繊維くず	がれき類	石綿含有廃棄物	廃石膏ボード	水銀使用製品		
	全処理委託量	0.14t	29.92t	46.33t	2.93t	1.43t	0.009t		
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t		
	再生利用業者への処理委託量	0.14t	29.92t	46.33t	0t	1.43	0t		
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t		
	(これまでに実施した取組)								
	・再生利用が可能である廃棄物については再生利用業者(許可業者)を選定し、委託処理する。								

②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	木くず	建設混合廃棄物	汚泥
	全処理委託量	380t	60t	0.5t	1.5t	11t	15t	1.5t	0.5t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	380t	60t	0t	1.5t	11t	15t	0t	1.6t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	産業廃棄物の種類	紙くず	繊維くず	がれき類	石綿含有廃棄物	廃石膏ボード	水銀使用製品		
	全処理委託量	0.5t	7.5t	12t	2.5t	1t	0.007t		
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t		
	再生利用業者への処理委託量	0.5t	7.5t	37t	0t	0t	0t		
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t		
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、再生利用業者(許可業者)を選定、委託処理する。								
※事務処理欄									

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。